

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和5年度第2回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和6年3月5日(火) 13:30~14:30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、加藤 智恵、川内 佳奈、菊地 秀一、藪 淳一 (敬称略)
傍聴者数	5名

議事	概要
1. 保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正について」 ・「利用定員の設定について」 ・「認定こども園の整備計画及び認可について」 ・「保育所（改築）の整備計画について」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正」を用いて説明</p> <p>配置基準の改正の経緯について、昨年4月にこども家庭庁が発足し、国を挙げてこども・子育て政策に力を入れているところだが、その中でも、幼児教育・保育政策に関しては、待機児童対策の推進によって「量の拡大」は進んだものの、昨今、幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えており、安心して子どもを預けられる体制整備等「質の向上」が求められていることが背景にある。</p> <p>これを受け、こども家庭庁より、1948年に保育士の配置基準が定められて以降、75年間一度も改善されなかった4歳以上児と、3歳児の配置基準を改善する旨の方針が「こども未来戦略」等を通じて示されていたが、この度、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正案が具体的に示されたことから、これに基づき、市の関係条例を改正するため、認可確認部会においてご意見をお聞きするもの。</p> <p>まず、「1 改正の概要について」についてご説明する。保育士等の配置基準につ</p>

いて、3歳児は、現行、子ども20人に対して保育士等を1人配置すべきところ、15人に対して1人とし、同じく4歳以上の児童については30人であったところ、25人に対して1人とするもの。なお、この改正を行った場合、昨今言われている保育士不足に拍車がかかる恐れがあるが、経過措置が設けられることになっており、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、現行の基準が適用されるということとなっている。国基準の施行は、今年4月1日となる予定。

最後に、「2 市の対応について」についてご説明する。基本的に、保育施設の設備や運営に関しては、児童福祉法等に基づき国が基準を定め、市町村等は、当該基準を基に条例で基準を定めることとなっている。今回の改正事項は、市町村等が条例で定めるにあたり「従うべき基準」（適合しなければならない基準）として国が定めていることから、基本的には、国の基準に従う形で条例を改正する必要がある。具体的に対象となる条例は施設の種別ごとに異なるが、経過措置については全ての条例に規定することとしている。現行の条文等については、「参考」として添付しているため、のちほどご確認いただければと思う。

改正の時期は、5月に招集されることが見込まれている令和6年第2回定例市議会に議案を提出する予定。今回改正される国の基準には、市町村等における条例が制定施行されるまでの間は、国基準の規定を条例で定める基準とみなす旨の規定が設けられているため、札幌市における条例改正は、議会が行われる今年の5月から6月にかけて行われるが、今回の改正は、国基準の改正に合わせて今年4月1日から効力が発生する見通しである。以上を踏まえ、各施設に対しては、今月中に、国基準の改正の概要や今後の条例の改正について連絡する予定としている。

【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正について、本案の通り承認された。

【事務局説明】

2. 利用定員の設定について

○資料2-1「利用定員の設定」を用いて説明

「幼保連携型認定こども園3件」の利用定員について、ご審議をいただく。

資料2-1における「利用定員（案）」が、本日の審議により新たに設定する利用定員の案であり、利用定員を3号・2号・1号の区分で示している。

まず、1行目の「幼保連携型認定こども園なかのしま幼稚園」は、幼稚園型認定こども園からの移行であり、現在の1号定員を減らして、新たに3号定員を設定し、2号定員を30人から9人増やして39人とするもの。

次に、2行目の「幼保連携型認定こども園きよた幼稚園」と、3行目の「幼保連携型認定こども園西野札幌幼稚園」は、幼稚園からの移行となり、現在の1号定員を減らして、新たに2・3号定員を設定するもの。

以上を踏まえて、今回設定する利用定員の合計は、2・3号で195人、1号で489人となる。また、供給量の増減数の合計は、2・3号がプラス165人、1号がマイナス221人となる。

○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。

表の構成だが、「A」が令和6年4月時点の供給量、次の列が、本年度中に決定する確保方策ごとの供給量である。今回ご審議いただく案件において確保する供給量のほか、昨年10月に開催した当部会でご審議いただいた施設整備の案件や、既存施設の定員変更等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を「B」で示している。

「C」では、令和7年4月時点の供給量を、「D」では、令和7年4月時点の保育のニーズ量を示している。「C」と「D」の差については、「需給状況(C-D)」で示している。全市として2号保育は不足しているものの、2号教育と合算すると充足する状況になっている。

今後の供給量確保については、昨年度中間見直しを行った「子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」の内容に基づいて取り組んでまいりたいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○現状、特に0歳が、供給量がニーズをオーバーしているという状況で、0歳児の定員を満たさない園が多くなってきていると思うが、今後、保育所の運営の在り方がどういった方向に変わっていくという見通しはあるのか。

○良くなるという見通しはまずないと思う。札幌市は女性の就労率が他都市に比べて若干低いので、女性の就労率が今後高まることを加味しても、0歳児の入所人数が増えるということはまず期待できない。

現在は保育士不足が問題となっているが、逆に今後は0歳児の担任が不要となってくることが考えられるので、保育士の雇用を調整する、0歳児の受入れ人数を下げるということをしていかなければならないと予想している。保育士の数を段階的にどう調整していくかが、各園、今後の課題になっていくと思う。

○需給状況について、全市で見ると、2号保育のみ足りていないという数字になっているが、現状としては、これほど足りていないという印象も区によって異なると思う。

○2号を教育と保育で分ける必要があるのか。

→国で定められているものであるため、分ける必要があるが、実際は同じと考えてよいため、先ほどご説明した通り、2号の保育と教育を合計した供給量としては満たされていると考えていただいて問題ない。

○先ほど、0歳児が定員割れを起こしているというお話をさせていただいたが、それは4月当初の話で、年度途中になると徐々に入所が増え、最終的には定員を満たす施設も結構ある。

ほとんどが年度途中から徐々に0歳児が入所してくるという状況。そのため、例えば、9人の0歳児受け入れのために3人の保育士が必要だが、4月当初で0歳児の入所が9人いなくても、年度途中に入所することを想定して、最初から保育士を3人配置する。

しかし、0歳児の入所が9人になるまでの間は、その分の人件費分の収入が無いため、施設の持ち出しで給与を支払っている状況になる。現状としてそういうことがあるということ、委員の皆さんに知っていただけるとありがたい。

他都市では、広島市の事例で、定員に満たない間の人件費を補填する補助制度がある。そういった市においては、安心して4月当初から受け入れ体制を整えることが出来る。

上記の質疑の後、提示した利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。

【事務局説明】

○報告事項 整備計画の中止について

※ 配布資料なし

資料3の説明に先立ち、移行計画の中止に関して報告する。

昨年10月に開催した当部会において、社会福祉法人楽城会が運営する「新陽保育園」と「屯田南保育園」の保育所型認定こども園への移行計画を承認いただいたが、事業者側の都合により、どちらの園も移行を辞退したいとの申し出があったので、この場を借りて報告する。

【事務局説明】

○資料3「認定こども園の整備計画及び認可」を用いて説明

それでは、引き続き、認定こども園の整備計画についてご説明する。

今回ご審議いただくのは、幼保連携型認定こども園への移行を予定している「なかのしま幼稚園」、「きよた幼稚園」、「西野札幌幼稚園」3件の審査となる。

「なかのしま幼稚園」は幼稚園型認定こども園からの移行、「きよた幼稚園」と「西野札幌幼稚園」は施設型給付幼稚園からの移行となる。利用定員の設定については、「なかのしま幼稚園」は、現在の1号定員を減らして、新たに3号定員を設定するとともに、2号定員を30人から9人増やして39人にしている。「きよた幼稚園」と「西野札幌幼稚園」は、現在の1号定員を減らして、新たに2・3号定員を設定している。

審査内容の各項目について、「設置する区と小学校区」、「設置者」、「施設の名称と所在地」、「利用定員」を記載している。

3. 認定こども園の整備計画及び認可について

それでは、審査基準に沿ってご説明する。

「1 事業計画との整合性」では、札幌市で定めている「子ども・子育て支援事業計画」における保育の需給計画との整合性について確認している。当該計画では、供給量確保の方策として、既存施設の活用を優先することとしており、今回の案件は既存施設の活用に該当し「適」と判断している。

「2 欠格事由」では、申請者が禁固刑を受けているなどの欠格事由に該当していないことを確認している。

「3 設備」では、保育等に必要部屋があるのか、面積が基準を満たしているのかなどを審査するとともに、保育室等の部屋が2階以上にある場合は、耐火構造についての確認を行っている。また、「f 設置階、避難設備等」では、保育所等の部屋が2階以上にある場合に、建物の構造のほか、屋外階段など必要な対策がなされていることを確認している。

続いて、「4 運営」についてご説明する。

「a 学級編制」では、認定こども園は、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、1学級の子ども数は35人以下を原則としているため、これを満たしていることを確認している。「b 食事の提供」では、認定こども園の場合、2号認定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供方法を確認している。なお、子どもへ提供する食事を施設内で調理することを「自園調理」と呼び、保育施設で食事を提供する場合は、この「自園調理」が原則となる。「c 園長」では、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。「d 従事者」では、資格条件のほか、子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっているため、これを満たしているかを確認している。「e 子育て支援事業」では、認定こども園は地域における子育て支援の機能が必要になるため、具体的な事業の実施予定があることを確認している。

「5 資金計画」では、施設の財政状況について確認しているほか、工事が必要な場合はその資金が確保されていることを併せて確認している。

「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。

「7 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

引き続き施設ごとにポイントを絞ってご説明する。

「なかのしま幼稚園」は、「学校法人聖徳学園」による整備で、敷地内の園庭部分に2階建ての園舎を新築する計画である。「3 設備」の「c 乳児室／ほふく室」では、乳児室の面積がハイフンになっているが、これは0歳児の定員設定がなく、乳児室が不要になるためである。また、備考欄記載のとおり、現園舎の解体に時間を要することから、2か年度にかけて整備を行うこととしているが、新園舎は今年度中に完成することから、令和7年4月開園を予定している。

「きよた幼稚園」は、「学校法人長岡学園」による整備で、現行の幼稚園舎を一部改築した上で、園庭部分に3号児童用の保育室や調理室等を増築する計画である。

「4 運営」の「b 食事の提供」では、自園調理により食事を提供するが、調理は外部委託を予定している。

「西野札幌幼稚園」は、「学校法人大蔵学園」による整備で、敷地内の園庭部分に園舎を新築する計画である。「3 設備」の「a 園舎」では、敷地の制約があることから3階建てとしている。同じく「3 設備」の「c 乳児室／ほふく室」では、0歳児の定員設定がないことから、乳児室の面積がハイフンとなっている。また、備考欄記載のとおり、この法人は市内に幼稚園1園と、幼保連携型認定こども園3園を運営している。同じく備考欄記載のとおり、現園舎の解体に時間を要することから、2か年度にかけて整備を行うこととしているが、新園舎は今年度中に完成することから、令和7年4月開園を予定している。

以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「適」とし、総合評価として「適」と判断した。各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略する。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○現代の住環境は、マンションなど、狭い中でお子さんが歩いたりハイハイしたりする環境が多く、発達に偏りが起きやすいのではないかという思いがある。認可施設は、十分な広さがあるものと思っていたが、認可外の施設は、環境が良くないといったニュースも見るが、札幌市はどうか。

→認可外の施設は、認可はしていないので、届出という形になる。届け出を受けている施設については、市の保育士職の職員が訪問して、認可と同等の基準に沿って適正に運営されているかを確認し、助言を行うという立ち位置で関わっている。無償化対象になっている施設だと、確認がないと無償化の対象にならない。ただし、届出制なので、届出がされないと関与もできないというところもある。

認可施設については、0歳児の乳児室の国の基準が1.65㎡に対して、札幌市は上乘せして3.3㎡としている。

○冒頭に保育士の配置基準の変更の話があったが、今後の認可は新基準で行うことになるのか。

→基本的には新基準で審査するが、経過措置があるので、従前の基準で満たせていれば認めることになる。

上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 保育所
(改築) の

【事務局説明】

○資料4「保育所(改築)の整備計画」を用いて説明

<p>整備計画について</p>	<p>今回ご審議いただくものは、「札幌厚成福祉会第二保育所」1件の審査となる。</p> <p>利用定員については、定員増加を伴わないことから2・3号定員の合計に変更はないが、定員の内訳について変更があり、3号の0歳定員を6人増やして、2号定員を6人減らしている。</p> <p>審査内容の各項目について、「設置する区と小学校区」、「設置者」、「施設の名称」、「事業種別」、「利用定員」、「所在地」を記載している。</p> <p>それでは、審査基準に沿ってご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」と「2 設置地域における当該施設の必要性」では、「札幌市子ども・子育て支援事業計画」に合致しているか、また、引き続き入所児童が見込まれるかなどを確認している。</p> <p>「3 用地の確保状況」では、土地を自己所有またはその準備ができていることを確認している。</p> <p>「4 計画施設の基本プラン」では、必要な部屋や設備が設置され、面積などの基準を満たしていることを確認している。</p> <p>「5 資金計画」では、整備に必要な資金を確保していることを確認している。</p> <p>「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。</p> <p>「7 設置主体の役員構成」では、社会福祉法人の場合は、役員の人数や構成など、必要な要件を満たしていることを確認している。</p> <p>「8 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。</p> <p>引き続きポイントを絞って説明する。</p> <p>設置者は「社会福祉法人 札幌厚成福祉会」で、敷地内の園庭部分に2階建ての園舎を新築する計画である。現在の園舎が鉄骨造の築55年と、財産処分制限期間の34年を超えており、このたび費用の目途が立ったことなどから、建替を計画したものである。保育室は1・2階に設け、屋外遊技場は敷地内に設置する計画であり、また、屋外階段などの避難経路についても確認している。また、備考欄記載のとおり、現園舎の解体に時間を要することから、2か年度にかけて整備を行う予定だが、新園舎は今年度中に完成することから、令和7年4月供用開始を予定している。</p> <p>以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「適」とし、総合評価として「適」と判断した。各施設の平面図等については、説明を省略する。</p> <p>【主な委員意見・質問】</p> <p>○が委員の発言 →が事務局回答</p> <p>○園庭に新園舎を建てるとのことだが、建築中は園庭を使用できないということか。 →園庭は使用できないので、近くの公園等を使用することになる。ただし、園庭に空きスペースがあり、使用できる状況であれば使用するということは考えられる。</p>
-----------------	--

	<p>上記の質疑の後、これらの整備計画が適正であることが承認された。 なお、当該計画については、札幌市において、変更申請等の際に承認した計画通りになっていることを確認する。</p>
--	--